資料４

令和８年度
介護保険サービス事業運営に係る
留意事項について

（通所介護）

県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

説明項目

1　令和８年度介護報酬改定について
2　人員基準欠如による減算の猶予について
3　非常災害対策及び感染症対策
4　事故防止対策
5　虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備

1　令和８年度介護報酬改定について

（１）　介護職員等処遇改善加算の拡充

- 　処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する。（加算率の引上げ）

- 　生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）

概要

○　介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

○　具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

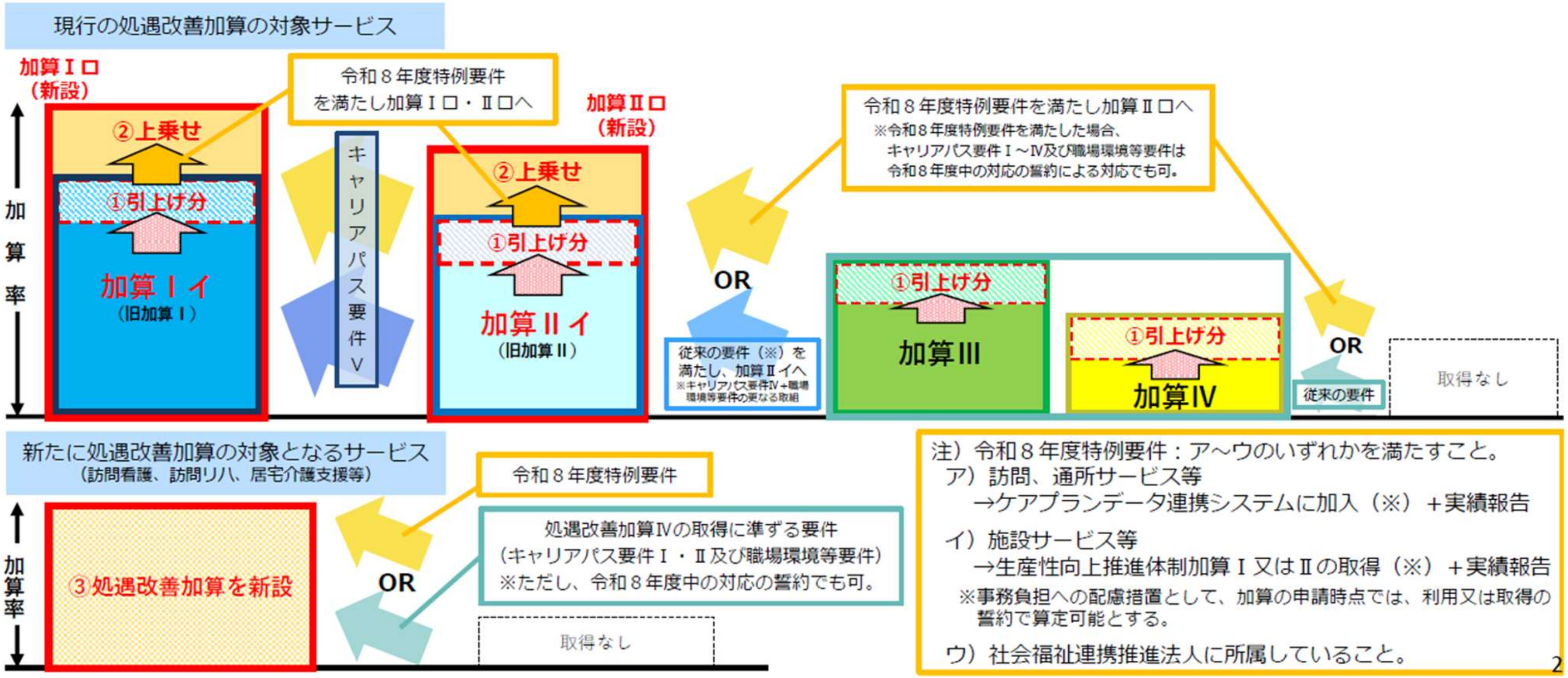

注）令和８年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
ア）訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入（※）＋実績報告
イ）施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得（※）＋実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。
2

【出典】厚生労働省「令和８年度介護報酬改定における改訂事項について」

2　人員基準欠如による減算の猶予について

（１）人員基準欠如による減算

・　指定基準に定める員数の看護職員または介護職員を配置していない事業所では、介護報酬が原則として70%に減額される。

・　人員欠如の割合が１割を超える場合
　人員基準欠如開始月の翌月から解消月まで

・　人員欠如の割合が１割以下である場合
　人員基準欠如開始月の翌々月から解消月まで（翌月の末日に人員基準を満たしていれば減算にはならない）

２　人員基準欠如による減算の猶予について

（２）人員基準欠如による減算の猶予について

※ 令和８年６月算定分から適用

・　突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合は、ハローワークの活用等により、職員の確保に係る取組みを行っている事業所・施設について、１年に１回に限り、３か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予する。

<u>※　人員欠如の割合が１割以下の場合のみ。</u>

2　人員基準欠如による減算の猶予について

（３）人員基準欠如による減算適用イメージ

【介護老人福祉施設における適用の例】

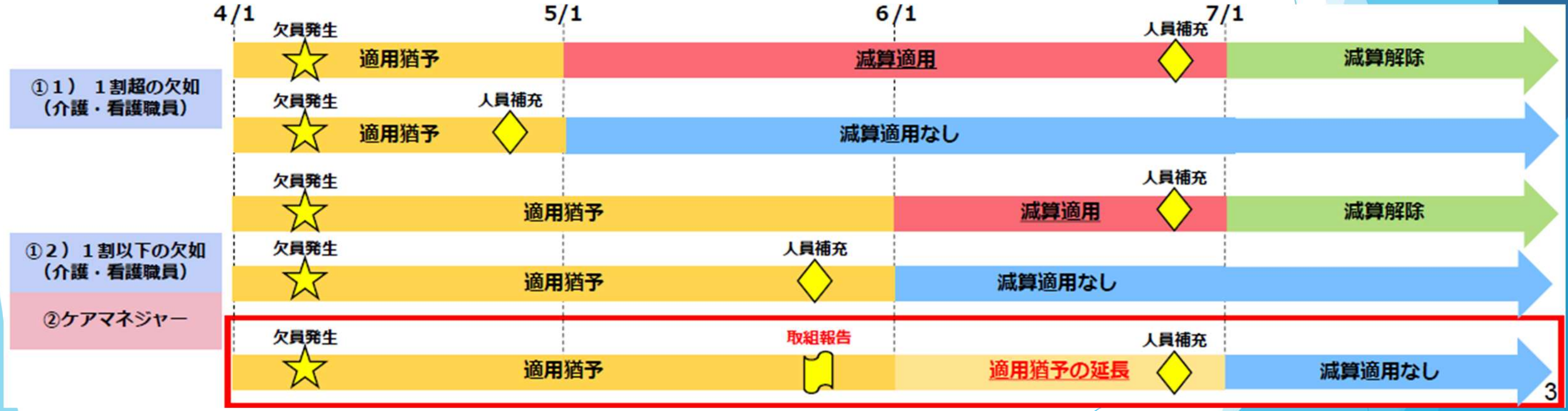

【出典】厚生労働省「第255回社会保障審議会介護給付費分科会（資料３）」

２　人員基準欠如による減算の猶予について

（４）減算の適用猶予の要件

次の①～④の<u>全てに該当</u>すること。

①　ハローワーク等を活用して職員の確保に係る取組みを行っていること。

②　民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

③　ハローワーク等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトに公表する等、職員の確保に係る取組みを積極的に行っていることが望ましいこと。

2　人員基準欠如による減算の猶予について

（４）減算の適用猶予の要件

④　やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

（５）減算の適用猶予に関する届出

　人員欠如の発生が生じた月の翌月までに、別紙様式７により、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを都道府県知事に報告すること。なお、報告時点で有効な求人票の写しを添付すること。

別紙様式７

やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出書添付書類

１．基本情報

事業所名			
事業所住所	〒		
介護保険事業所番号			
連絡先	電話番号		
	E-mail		
記載者名			

2. 人員基準欠如の状況

欠員となった職員 （該当するすべての職種に「✔」を選択すること。）		介護職員		看護職員		医師
		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士
		介護支援専門員		薬剤師		
人員欠如の発生月	年		月			
上記を満たさなくなったやむを得ない事情の概要						

これまでのやむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出状況				
	今回の届出より以前に届出を行ったことがある			
		該当する場合、人員欠如が発生した最初の月 （複数回該当する場合は直近の届出について記載）	年	月

【出典】厚生労働省「介護保険最新情報（Vol.1502）」

３．職員確保の取組

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">職員の確保に係る取組の状況
（該当するすべてに「✔」を選択すること。）</td><td></td><td>職業安定法（昭和22年法律第141号）第８条に定める公共職業安定所の活用</td></tr>
<tr><td></td><td>職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条に定める都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の無料職業紹介事業の活用</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="4">民間職業紹介事業者の利用状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>民間職業紹介事業者の利用</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者の利用</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">一部の職員の過度な業務負担とならないよう、職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図っている。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）指定等権者への報告の際は、本様式に加え、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

２　人員基準欠如による減算の猶予について

（６）人員欠如に係る特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ

○　やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

問２　「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

（答）

・　例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。
  - ・　職員や家族の突発的な体調不良等により１か月を超える不在が見込まれる場合
  - ・　職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により１か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

【出典】厚生労働省「介護保険最新情報（Vol.1502）」

2　人員基準欠如による減算の猶予について

（６）人員欠如に係る特例的な取扱いに関するＱ＆Ａ

問３　「１年に１回に限り、」とあるが、１年はいつから起算するのか。

（答）

・　突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。

問４　「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。

（答）

・　自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

【出典】厚生労働省「介護保険最新情報（Vol.1502）」

３　非常災害対策及び感染症対策

（１）業務継続計画（BCP）の策定

（２）業務継続計画（BCP）未策定事業所に対する減算の導入

（３）衛生管理等

Ｒ６改定

３（１）業務継続計画（BCP）の策定①

①　感染症や災害への対応力強化を図るために義務化

- 　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- 　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な**研修及び訓練**（シミュレーション）を**定期的（年１回以上）実施**すること。
- 　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

R６改定

３（１）業務継続計画（BCP）の策定②

② **感染症**に係る業務継続計画の記載内容
- 平時対応（体制構築・整備、感染防止に向けた取組、備蓄品の確保、研修・訓練の実施）
- 初動対応
- 感染症拡大防止体制の確立（保健所との連携、接触者への対応、関係者との情報共有（事故報告）等）

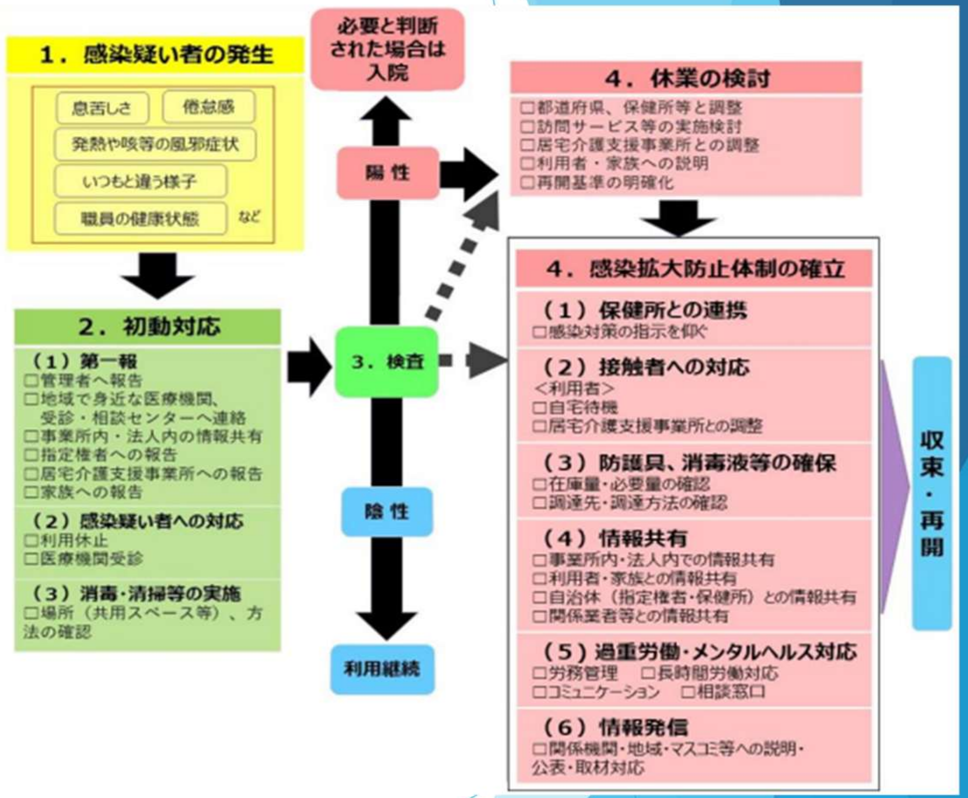

【出典】厚生労働省「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」

R６改定

３（１）業務継続計画（BCP）の策定③

③　**災害**に係る業務継続計画の記載内容

- 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- 緊急時の対応（業務継続計画の発動基準、対応対策等）
- 他施設及び地域との連携

【出典】厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

３（２）業務継続計画（BCP）未策定事業所に対する減算の導入

Ｒ６改定

概要　【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

＜現行＞
なし

▶

＜改定後＞
業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して７単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

○　以下の基準に適合していない場合（新設）
・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
※　令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

○　１年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

【出典】厚生労働省「令和６年度介護報酬改定における改訂事項について」

３（３）衛生管理等

① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「**委員会**（リモート会議等）」をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。

- 平時の対策（手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等）
- 発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等、関係機関との連携など）

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練**を**定期的（年１回以上）実施**すること。

【出典】厚生労働省「令和６年度介護報酬改定における改訂事項について」

4　事故防止対策

（1）　事故発生時の対応

- 市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる
- 事故の状況、事故に際してとった処置について記録
- 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行う

（2）　事故の再発防止に向けた対応

- 再発に向けた要因の分析
- 再発防止策の検討
- 従業員への周知徹底

（3）　事故報告

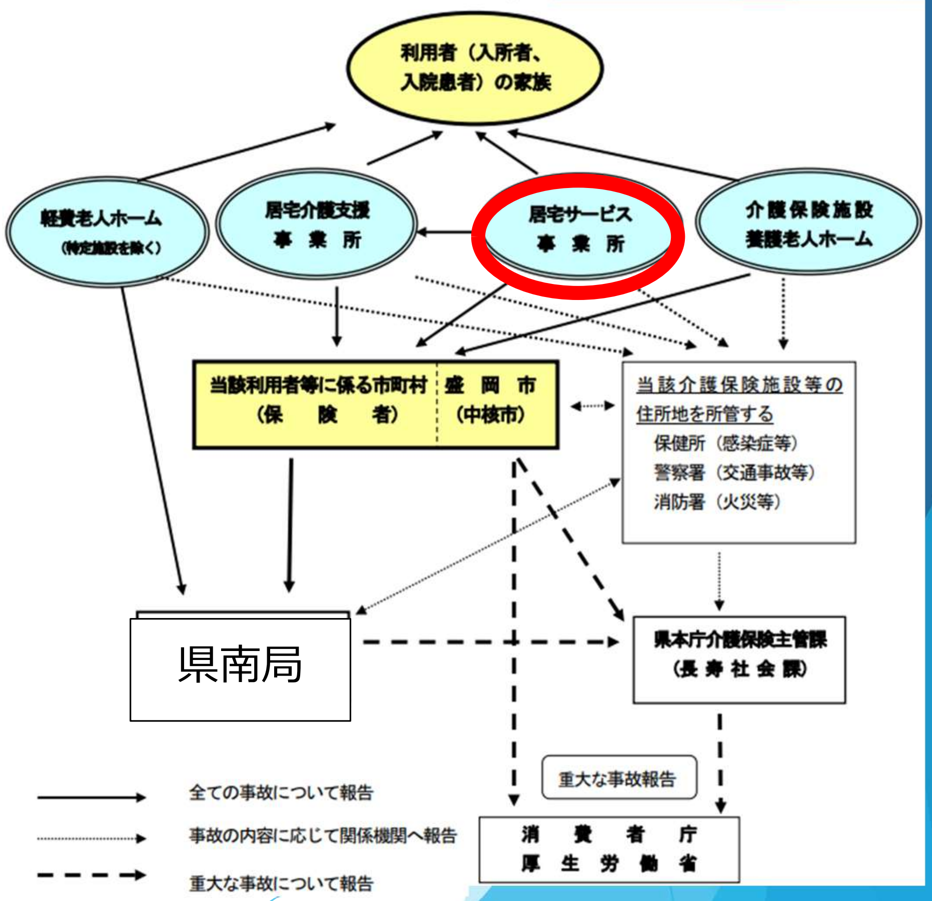

５　虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備

（１）　虐待の防止

（２）　高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

（３）　身体拘束等の適正化の推進

（４）　苦情処理体制の整備

（５）　LGBT等の性的指向・性自認を持つ方への配慮

R６改定

５（１）虐待の防止①

　利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から次の措置を講じること。

① 　**虐待防止検討委員会**の設置

　虐待の防止のための対策を検討する「委員会（リモート会議等可）」を**定期的**（おおむね**６月に１回以上**）**開催**するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

・　周知した記録（研修記録等）を残すこと
・　構成メンバーは管理者を含む幅広い職種で、メンバーの責務及び役割分担を明確にすること

R６改定

５（１）虐待の防止①

※　虐待防止検討委員会における具体的な検討事項（想定）

- 委員会その他事業所内の組織に関すること
- **指針の整備**に関すること
- 職員研修の内容に関すること
- 従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 従業者が虐待を把握した場合に市町への通報が迅速に行なわれるための方法
- 発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
- 「再発防止策」を講じた際に、その効果についての評価に関すること

Ｒ６改定

５（１）虐待の防止②

② 虐待の防止のための**指針**の整備

次の項目を盛り込むこと。

- 虐待の防止に関する基本的な考え方
- 委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 職員研修に関する基本方針
- 虐待発生時の対応に関する基本方針
- 虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項
- その他、虐待防止の推進のために必要な事項

R６改定

５（１）虐待の防止③、④

③　従業者に対する虐待防止研修の実施

・　委員会が作成した「研修プログラム」等に基づき、従業者に対し、適切な知識を普及、啓発するための定期的な研修（年１回以上）及び新規採用時の研修を実施し、その内容を記録（報告書等の作成）すること。（事業所の内部及び外部研修を含む）

・　研修の報告書には、開催日時、場所、講師名、出席者名及びその研修に使用したテキストの写しなどを添付すること。

④　担当者の設置

①②③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

5（2）高齢者虐待防止措置未実施減算の導入①

R６改定

概要　【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

○　利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、３年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

○　施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

＜現行＞
なし

＜改定後＞
高齢者虐待防止措置未実施減算　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して７単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

○　虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【出典】厚生労働省「令和６年度介護報酬改定における改訂事項について」

５（２）高齢者虐待防止措置未実施減算の導入②

Ｒ６改定

算定要件等

○　全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

【出典】厚生労働省「令和６年度介護報酬改定における改訂事項について」

５（３）身体的拘束等の適正化の推進①

Ｒ６改定

概要 【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○　身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア　短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、１年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

○　短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

○　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

【出典】厚生労働省「令和６年度介護報酬改定における改訂事項について」

5（3）身体的拘束等の適正化の推進②

R６改定

単位数	【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

＜現行＞
なし

＜改定後＞
身体拘束廃止未実施減算　所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※　平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、５単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して９単位程度/日の減算となる。

算定要件等

○　身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
・　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
・　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
・　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
・　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

○　全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

【出典】厚生労働省「令和６年度介護報酬改定における改訂事項について」

5（4）苦情処理体制の整備

- 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる
- 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録すること
- 利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない
- 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が行う調査に協力するとともに、国保連からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない

5（5）LGBT等の性的指向・性自認を持つ方への配慮

- 利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めること

【補足】介護職員等処遇改善加算について

資料９　「11.介護職員等処遇改善加算」のページを
御参照ください。